

第7日

令和5年6月19日（月）

午前11時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第3号令和4年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第4号令和4年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号令和4年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号令和4年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号令和4年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号令和5年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号令和4年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号令和5年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号令和4年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号令和5年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第55号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。2番石井議員。

○2番（石井清治君） 令和5年度の一般会計補正予算（第3号）ということで、今回、2件、このことについて質疑をさせていただきます。

補正予算の概要が紹介されております。その中で、補正予算書の11ページに記載があります、まず、キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン事業費、これが第2弾ということで1億3,700万円、今回計上がされております。これは第2弾ということですが、昨年6月の議会で1億1,588万円の補正がされ、10月に実施されたと思っております。今回2,112万円の増額と。恐らくキャッシュレス決済をする方が増えていること、それから、特に第1弾が好評だったということがあると思えます。ただし、仮に1人が5,000円の還元を受けようとすると、2万7,400人の方がこの機会に1人2万5,000円以上の買い物をされると。恐らく、市内の中でも、このキャッシュレスの還元を行う店舗としましては、普及はしておりますが、コンビニエンス関係がメインになってくるかと思えます。当然、コンビニエンス等の売り上げが伸びることについては何ら問題はありますが、昨年、この事業を実施する前に、キャッシュレスを取扱う店舗の拡充を図るような取組がされたのではなかろうかと思えます。

せっかく、今回第2弾ということですので、そういうキャッシュレスを取扱うような店舗の拡充の取組も併せてやるのか。これが1点で、もう1点は、エネルギー等高騰対策事業者支援事業費も、これも第2弾ということでございます。

昨年10月の臨時議会で補正がなされて、昨年の11月から今年1月末までに前年度のエネ

ルギー関係の対比を参考にしながら、上昇分の2分の1、上限30万円を補填されたかと思
います。今回、第2弾ということですが、個人店舗、事業者のほうにおきましてがこの申
請をする際に、すなわちエビデンス、領収書等を一昨年前の分から徴収して申請をする
というのに、かなり申請をする側のほうが既に領収書等を破棄しておいて困っていると。実
際、申請をしようとしても途中で諦めるという例があったと。要は、市の交付金、すなわ
ち補助金をもらうに当たっては、当然、エビデンスが必要なのは重々わかっておりますが、
そこ辺りが、あくまでも奥書証明とか、いろんなことをすることに対して、少し事業者、
店舗側のほうに安心して申請ができるようなところまで、今回、第2弾ということので、
手続き論の話ですけどできておりますかという2点の確認です。よろしくお願いま
す。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） それでは、1つ目のキャッシュレス決済ポイント還元キ
ャンペーンについてのお尋ねに対する回答でございます。

昨年度は自治体キャンペーンを行うに当たりまして、キャッシュレス決済事業者に市内
の未加盟事業者を巡回していただいた経緯がございます。今年度も同様に巡回をお願いす
る予定としております。

なお、参考ですけれども、市内キャッシュレス決済の対応窓口は、令和3年12月時点で
756か所ございました。令和5年6月時点では892か所に増加しておるところございま
す。

今回の事業実施が一層の対象事業者増につながることを期待しているところでございま
す。

2点目の御質問ですけれども、まず、議員がおっしゃいましたこととちょっと重複するこ
ともありますけれども、昨年度の分の経過から申し上げさせていただきます。

昨年度は、対象期間における3か月間の全てのエネルギー価格の合計と前年同期間の合
計の差額を支援金の計算基礎としていたことから、合わせると6か月分の全ての領収書な
どを申請事業者に求めたところでございます。

今回の事業につきましては、昨年度の事業から支援金の計算方法を中心に見直しをさせ
ていただいたところでございます。具体的には、対象期間に燃料などを使用した量に上昇
単価を乗じて支援金の額を算出すると変更したものでございます。端的に言いますと、使
用した量が確認できる燃料費等について支援金をお支払いすることということになるか
と思います。この変更で、期間中の全ての領収書等の提出が不要となり、添付書類の準備の
面でも簡素化が図られるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小島清人君） 石井議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） この議案に対して質疑をさせていただきます。

先般の14番議員の有意義な一般質問を受けまして、この条例案が私の地区、私も対象になるということで、一市民としても非常に関心があるところであります。また、議員としても、委員会付託されるだけでいいということではなくて、全議員がこの問題について共有しなきゃならんという意味で質疑させていただきます。

まず、第1点といたしまして、これを考えていく上における市の基本的なコンセプト、すなわち考え方というものはどこにあるのか。今日も前半、災害の問題で一般質問がありましたが、この災害、避難、その他における前段階として、全市民に等しく緊急に情報を伝達する、こういったことでこの条例案が提出されていると思いますが、それについての考え方を、執行部の見解をただしたいと思います。

2点目は、これは14番議員が厳しく指摘されたところであります。私の地区は防災無線がほとんど聞こえません。今回の条例を分担金が課された形で設備を設置する費用を5,000円出すということではありますが、考えてみますと、A地区におきましては、十分に防災無線が機能を発揮し情報が伝達される。しかしながら、B地区におきましては、ほとんど、私のところは——快晴で、自動車が通らない。そのような状態の中で、外に出て、やっどこどっこい聞こえる状態です。室内におれば、快晴のときでもほとんど聞こえません。内容が聞こえない。何か言っとるというだけ。だから、こういうときに、1番目に言ったように、等しく全市民に情報を伝達するということが前提であるならば、不平等な形

で、聞こえるところは今の現状でいい、聞こえないところには何らかの措置をするのが行政であると、これまでずっとそういう話をしてまいりました。ところが、戸別受信機が設置されるということで私も期待をいたしておりました。ところが、分担金5,000円という形が出てきました。聞こえるところは要らない、聞こえないところは出さない。これが14番議員が力強く言われた不平等ではないのか。市民感情からしても、私もそのように思います。この点について、どのようにお考えになっているのか。

幾つかありますので、メモをしてください。今のが2点目。

3点目、これは具体的な条例案についての話であります。

この条例案が3月の当初予算で緊急防災・減災事業債で2億1,100万円が計上され、承認されております。これに関して、今回の条例の対象となる基数、何件ぐらい想定されておるのか。そして、それが総額幾らぐらいになるのか。そして、この件数を出されてきた積算の根拠、対象になるところをどのように考えられておるのか。副市長が首をかしげておられますが、あとで疑問があれば教えてください。

もう一つは、これは市民にも聞いたわけですが、4番目に、戸別受信機の放送内容、これは一体どうなるのか。先般、いろいろ市民の方にも聞きましたし、また、ほかの地区ではいろいろなやり方で放送されているようですが、防災無線で現在やられている内容も、その戸別受信機では放送されるのか。また、あくまでも緊急な場合だけの放送なのか。

3番目に聞かれたのが、ときどき行方不明者があると、あるいは猛犬が逃げたと、そういった放送もなされてきました。これは非常に重要なことでもあります。緊急防災のための受信機だけなのか、そこ辺りも聞いてくれと。5,000円を出して設置する必要性があるのかどうかというのが、市民としての1つの捉え方です。

5番目に、これが一番重要なところですが、この条例案の第6条を見てください。市長、いいですか。第6条です。重要なところですので、あと、市長にも質問をいたしますので。この条例審議を、今、しているわけですが、この条例案そのものをどう見ていくのかというのが今回の提案された条例案です。この審議・審査が一番重要なところです。

貸与に対して、借用するという立場からしますと、この6条を見ますと、「市長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、分担金を還付し、減免し、又はその徴収を猶予することができる」ということが書かれております。5番目のこの質問については、災害、その他特別の事情により必要があると認めるときはというふうになるわけですが、現在、市民から出ておる疑問点というのは、高齢者とか、生活困窮者と言いますか、健康保険だけで生活している人、いろいろな、対応できないような人たちがこれに含まれているのかどうか。そして、私から見ますと、一番最初に聞いた第1問の質問が生きてくるわけですが、本来の行政施策として取り組んでいくなれば、この第6条は、今、私が読んだところは例外規定になっている。しかし、私の個人的な、市民、個人、議員という感情からすると、原則と例外が今回は逆ではないのか。等しく全市民に、聞こえない人

たちに対して何らかの措置をしようとするならば、聞こえる人たちは何ら負担も分担金もすることなくそのままがいい。聞こえない人は分担金を出してほしいと言うんだったら、少なくとも、この例外規定が原則として、この人たちには無償で給付すると。そして、例外的に、生活にある程度の余裕ある聞こえない人たちに対しては、他との関係においても何らかの措置を取る。こういうことであるならば、私はこの条例案はしかるべき点があるというふうに思います。

3回しか質疑できませんので少し長くなりましたけども、以上、5点、御回答をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） まず1点目の基本的な考え方として、この災害等に関する情報は、全市民にお届けすべき情報だということで考えております。これについては、屋外の放送を使うにしろ、それから、屋内の今回の戸別受信機にしろ、それ以外の有線放送等を使うにしろ、市民の方にお届けすべき情報というふうに考えておるところでございます。

それから、2点目に聞こえない状況があると、そのことについての分担金の徴収ということの考え方とします。

おっしゃいますように、聞こえない方に何とかしてお届けしたいということで、これまで、例えば有線放送でありますとか、地域放送等につないでお届けするというようなこともやってきたわけですが、そういう方々は、確かに今回の戸別受信機を設置しなくても屋内で聞ける状況があると。そうしますと、聞こえない方々は分担金を徴収して、そういう、今現在、聞こえる方々はもう徴収しないということについての御意見だと思っておりますが、これについては、例えばですけど有線放送を設置してあるお宅につきましては、設置費用ですとか、月々の使用料などもお支払いになっているという状況もございます。そういった中で、そこそこの御家庭によって状況が異なってきます。

今回は、全世帯への戸別受信機の配布というふうにはしておりませんものですから、一部の希望される方への貸与ということで、受益者負担という考え方で分担金をお願いしたいというふうな考えを持っているところです。

それから、3点目の当初予算の内訳につきまして、こちらにつきましては、今回、予算化している分につきましては、まず、屋外子局等の更新、それと併せまして、戸別受信機の設置ということを考えております。戸別受信機の分につきましては、その予算のうちの約6,900万円を充てさせていただくと。それ以外の部分については、屋外子局の更新等に使用させていただくようにしておりまして、戸別受信機については、1,200台を想定しておるといところでございます。

こちらにつきましては、本体機器代が約3万4,000円程度、それに設置に関する費用等を含めまして、1台当たり5万円から7万円程度、この幅がありますのは、地域によって

電波の受信状況が違います。その場合には屋外アンテナ等を設置することもありますので、それらを想定して5万円から7万円ということで想定をしているところでございます。

それから、4点目の戸別受信機で放送される内容につきましてです。これは、基本的には屋外で流れる放送内容と同じ内容というふうになっています。ですので、災害、それから、火災の発生、それから、議員おっしゃいましたように、例えば猛犬が逃げることによって安全が脅かされる恐れがあるとか、そういったことも含めて、屋外子局と同内容の放送が流れる予定としております。

それから、条例第6条の、要は徴収が猶予されたり、減免される方等の対象につきましては、市として想定しておりますのが、1つは生活保護世帯の方、それから、障害者手帳1級、2級や、それから、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付、特定医療受給者証等の交付を受けている世帯、そういった方々に対して減免等を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島清人君） 16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 1点目はまたあとで聞きますが、2点目について、少し誤解があるようです。

今回、分担金を支払って戸別受信機を借用しようとする人たちと、有線放送その他との関係は2の問題であって、私が問うているのは、A地区においては、行政施策としての防災無線が十分に機能する、あるいはそれで足りる、その人たちには何ら戸別受信機も必要ないでしょうし、分担金もない。それと同じように、例えば私は甘木に住んでいますが、よく聞こえるところ、聞こえないところがあって、聞こえないところはこのような措置をするから分担金を出しなさいというのは不平等ではないか、行政の施策上の問題ではないかというふうなことで、これは平等に反するということです。

他の地区における有線放送、その他があるようですが、非常に機能性があります。それは、別に防災だけではなくて、私も聞いたことがあります、地区の問題とか、内容も放送されているところを聞いたことがあります。非常に有益です。それと、私が今、問題にしているところは、そういうところもありますということであれば、当然、それが有料ということであれば、私のB地区として言っているところについても、同じような状況を作り上げていくとか、そういう比較ならば、なるほど、お金を払ってもいいだろうというふうになりますけども、それは2の問題であります。なら、甘木地区も、立石地区も有線放送をつけてくれとか、そういう話になってきたり、杷木方式というのが今後出てくるそうですが、コミュニティ協議会が中心となって、これも市が補助金を出すという話を承って——詳しい話は聞いておりませんので知りませんが、この話も含めて、全体的にどう考えていくのかというのが2番目の問題で、あくまでも全体的な問題を、今、問うているわけじゃありません。議案質疑ですから。あくまでも、この議案について、条例として出さ

れてくるとについて不平等性が払しょくできないのではないかという質疑をいたしております。あくまでも議案質疑をしております。

3番目の問題ですが、積算の根拠というのは、金額だけではなくて1,200基が先ほどの6番目の例外規定に当たる人たちに対するものも含めた形での、これを考えてきたのかどうか。1,200というのはどこから出てきたのか。2万世帯の中で、甘木、立石、約七、八千世帯があるわけですが、こういう問題からすると、この件数が、そして、14番議員の一般質問の中でも明らかになりましたように、3年間という言葉が出てきました。よく理解できませんでしたが、これは、毎年、3年間、計上していくのか。あくまで3年間の間に申し込んだ人だけにこれをやるのかというのが明らかではなかったもので、この質問をいたしました。

この考え方は行政施策ですので、そこ辺りは重要ではないかと思えます。私からすると、うまく説明をしていかないと1,200件がみんな喜んで手を挙げて、はい、入りますとなるのかどうかというのがありますし、6条で言っていましたように、本来、無償でもやってやらなければならない人たちも含めた形での1,200なのか。ここ辺りは重要です。

だから、先ほど原則と例外の違いということを言いましたが、6条では例外ではなくて、こちらのほうを行政施策として遂行する。これは、この条例案に基づいて、市長が運用として、原則とか、例外とかいう言葉ではなくて、これが必要だと思えばできるわけですから、これも条例違反にも何もなりません。その状況の中で対応をしていく。まさに、先ほど3番議員が出されたように、被災を免れるための方策として考えていくならば、これは原則と例外という言葉は私は使っておりますが、そういう言葉に拘泥せず、その人たちを優先的に減免措置、免除、そして、その他については、しかるべき、先ほど部長が言ったように、他との関係においても必要とする人がそれを望むならばという話になってくると思えます。そういうことであれば、この条例案は、それなりに生きてくるのではないかとこのように個人的には考えております。

これを受けまして、市長、これは行政施策の問題ですので、職員さんたちが答える問題ではないと思えますが、私が申ししておりますように、原則と例外という言葉は別として、措置されなければならない人たちに対して減免措置を拡充して、その件数と言いますか、その対象を広げていく。

もう一つ、先ほど言いましたように、これは緊急防災・減災事業債という補助金がつく事業であります。市の持ち出しとして、そんなに多額になるわけではない。これは、7月5日の日以来、常に論議されてきた課題であります。市長、ぜひ、この私の質疑に対しまして、6条を含めた形での検討を、今後、この議案は議案として出されていますので、それはそれとして、そういう柔軟性のある、市民に対して措置のできるような考え方はできないのかどうか。市長は委員会にも出られませんし、一応、原則として出られないし、ここで聞かなければ市長の考え方を聞く機会はありません。よろしく申し上げます。

先ほどの私の件から先に答えてください。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） まず、最初の御質問であります現在の屋外子局が機能して聞こえる地区にお住まいの方、それから、それによっては聞こえない地区の方への情報の伝達のことによって不平等があるのではないかという御意見でございます。

本来は、どの地区にお住まいの方にも情報は届けるべきものというふうには考えております。

そのことによりまして、今回、分担金を徴収する形にはなっておるんですけども、考え方としては受益者負担という考え方で、今回はこの条例を提案させていただいたところで。

それから、1,200台につきましては、これは、土砂災害警戒区域ですとか、洪水浸水地域などにお住まいの方々の世帯へ優先的に配備することで、この1,200台という数字を導き出したところでございます。

それから、3点目の3か年で整備するということにつきましては、なるべく集中的に取り組んでいきたいということで3か年という期間を区切っておりますけども、それ以降に転入されたり、または家を建てられたりという方々に配備しないということではございませんが、3か年で集中して取り組むと。今年度1年目で、どれぐらいの御希望があるのか。それによって発注する台数等も一定見込みがつくと思いますので、その結果によって、2年目、3年目の事業展開を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、この1,200台の中には、先ほどの例えば生活保護の方であるとか、障害をお持ちの方とか、そういったことも含めて1,200台の中で考えているところでございます。

今回、戸別受信機の条例ではございますが、防災情報というものは、この1つの方法だけで全ての市民の方に情報をお届けできるとは考えておりません。そういう意味では、これまでもそのほかの、例えば県のメールですとか、それから、地域エリアメール、そういったものも含めて、ホームページなども含めて、いろいろな方法で補完しながら、この防災に関する情報を市民の方に届けていく必要があるというふうに思っております。

ですので、今回のこの戸別受信機だけで防災情報等を伝達するわけではないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 提案をしております条例について、議員から、第6条についての考え方ということが示されたところであります。

負担金を徴収するその対象を、負担が難しい人等は考慮すべきではないかということが基本にあると思っております。この御意見をいただきまして、そのほかにも、負担金をお願いしたほうがいいのか、あるいはする必要はあるのか、そういったことについて、ほかにもいろいろと考えられますので、検討をしていくということでお答えをさせていただきました。

○議長（小島清人君） 16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） もう3回目になりますので、市長、再度、この条例案が第6条によって非常に前向きに解釈ができるならば、分担金ありきの今回の条例ではなくて、あくまでも、この第6条を生かした形で身障者の方、あるいは生活保護者の方、あるいは緊急を要するような人たちに対しては無償配付ということ、行政施策として、この条例の中でできる可能性があるのではないかというふうに——私は追及するのではなくて1つの考え方を示し、市長の考え方を聞いているわけです。

そうしますと、ここに還付というのがあるんです。還付というのは、普通の考え方でいくと、これはあまり出てこない言葉なんです、この場合に出てこないんですが、何らかの事情がある場合には、借用して5,000円を払った方も、全体的な施策の中で、今、市長が言われたように、いろんな考え方があるんで還付できますというふうになれば、一旦、払った人は、減免措置が出たら、俺たちは金を払ったじゃねえか、何じゃ、おかしいやんって、また話を蒸し返すわけです。

だから、この運用というものを、おそらく全議員の方は、そういう措置がなされていけば、私はその対象者でありますから、どちらかという分担金を払わないかん立場になるんですけども、一応、そういうふうな形で、市長がこの運用において、これがみんなに批判が出ないように、できる限り出ないようにしていく方法を考えれば、おかしいじゃないかという話は出てこない。市民のために前向きにこれを運用する。私は、第6条が1つのこの落としどころではないかというふうにいる考えながら、今、質疑をいたしております。

出された以上、この文面を変えるとか、変えんとか、いろいろなことを市長の立場から考えても、やはり好ましくないというふうにお考えでしょうし、何らかのこれを生かしていく方策を考えていくのは議員の立場ではないかというふうにご考えておりますので、同じことになりましたが、3回目で、これで終わりですので、市長、前向きな形で、みんなが喜ぶような方法を、今言われたことを具体的にされていくということで、私はこの質疑を終わりたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 条例案の第6条につきまして提案をいたしております。

そして、先ほども答弁いたしましたように、この条例の中にございます分担金の負担、これについて、いろいろ考え方があるのではないかと先ほど答弁いたしました。

今、議員からお話ございましたが、この条例、具体的に、この第6条について、第6条を運用していく中で、今、議員が言われましたことも含んで、そして、理解が進むように、そして、目的といたします防災行政無線が聞き取りにくい、聞くことが非常に難しい、そしてまた、ある意味では経済的理由等により分担金をお願いすることが適切ではないのではないかというようなこと等、それから、緊急性を要する人、そういったことがい

ろいろ考えられますので、そういったことをしっかりと検討をいたしまして、運用することによりまして対応していきたいというふうに思います。

○議長（小島清人君） ほかに質疑はありませんか。12番中島議員。

○12番（中島秀樹君） 第59号議案の先ほどの市長のお話を受けまして、市長のお考えというのはよく分かりました。しかし、前回の議会ของときに、分担金の分で補正予算を通していていると思っているんですが、その部分についての整合性というのは、これはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。補正の分です。すみません。その分についてはどのように考えたらいいんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） ちょっと確認なんですけど、当初予算との確認——関係性ということによろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 12番中島議員。

○12番（中島秀樹君） 失礼いたしました。補正予算との絡みということでございます。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） 現行、今の想定の中での補正予算、これは歳入予算の組替えになるかと思えますけど、それを想定させていただいております。

この運用が変わりましたら——決算になろうかと思えますけども、歳入予算が減ってくる可能性はございます。

以上でございます。

○議長（小島清人君） 中島議員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 質疑を聞いておりまして、一番、ちょっと私と考え方が違うなと思いましたが、聞こえない地区にこれを配備するという考え方ではなくて、私、個人的に思っておりましたのは、屋外に対しては屋外無線で知らせる、そして、屋内にいらっしゃる方に対してはこれで知らせるというふうな感じで私は思っておりました。

ここがすっきりすると問題は大幅解決していくんじゃないのかという気がいたします。

何度も総務部長がおっしゃるように、いろんな手段をもって市民の方に知らせようとする、その努力は続けていく。その中で、屋外と屋内に対応するやり方を今度提案されたんだというふうに私は思っておりました。

ところが、個人的には——今回は1,200台の提案が来ておりますが、今後、この議案自体は徴収条例の、分担金条例の議案ではありますけれども、戸別受信機を朝倉市が、今後、どのような取扱いに持っていくかというところがはっきりしないと、この条例というのは判断できにくいのではないのかという気がいたします。

私、個人的には、屋外と屋内の、シンプルに屋外ではこれ、屋内ではこれというのを、朝倉市の防災行政の、消防行政の柱にしていくのかというふうに思っておりましたので、

1,200台が出てきて、分担金が出てくるというところには、ちょっと違和感を感じております。

もし、どこかの穴埋めをするという状況であれば、分担条例というのも出てくるのかと思いますけれども、これを、全市民に対して一般的に提供していきますということになると、分担金が発生するちゅうのもおかしな話だというふうに思いますけれども、この点、いかがお考えでしょうか。特に、今後の戸別受信機をどう取り扱っていかうというふうに思っているか、はつきりしないと、これは議論が大変しにくい問題ではないかというふうに思います。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） まず、1,200台の考え方ですが、予算を編成するに当たりまして、どれぐらいの方が希望されるのかがちょっと不明という中では、土砂災害警戒区域ですとか、洪水浸水区域にお住まいの方等がやはり緊急度が高いのではないかという意味で、そういう世帯数から算出しまして、今回、予算化をしたところでございます。実際、希望を取りまして、どれぐらいの希望者が出るのかによって、今後の動きというのは変わってくるかというふうに思っています。

戸別受信機の取扱いについてですが、今回もそうですが、貸与という形を取らせていただいております。これは、個人で買い取っていただくという形ですと、後の修理とか、そういったのも個人の負担が出てまいりますけれども、貸与という形をとることで、市が修理して、またお貸しするというようなことの取扱いなどが出てくると思います。

この戸別受信機の位置づけにつきましては、議員もおっしゃいましたように、屋外のもの、それから、屋内で聞くものということで、情報としては共通のものですが、そういう形で、耳に届く1つの手段が増えるという意味では、意味があるのかなというふうに考えております。

ただ、それ以外の手段について、市民の皆様には防災情報を届けていく努力というのは、今後もしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） ちょっと理解しにくかったのかもしれませんが、長期的にこの戸別受信機をどのように市が取り扱っていくか、持っていくか、位置づけに持っていくかというところが大事なんじゃないかというふうに申し上げたつもりだったんですが、その長期の展望と言いましょうか、将来的にはこう考えているというのがないと大変議論しにくいと思うんです。

特に、これは防災無線の戸別受信機の話なんですけれども、さっき、話の中でちょこっと出ましたし、柴山議員の一般質問の中にも出ましたけれども、有線とかいう機械のほうに送って、有線がある地域には情報を提供している。その有線の存続もどんどん難しくなっている状況にある。であれば、市はどうやって動くのかという展望も持っておかな

いと、この分担金の話にはならないというふうに思うんですけども、その辺の説明をよろしくお願いします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 現在、いろんな通信手段が日進月歩で変わっていく中で、10年後、20年後を見通すのは非常に難しい状況かというふうに考えております。

今後の情報伝達手段は、今のように屋内の戸別受信機で防災情報をずっと届けるというものは非常に難しくなるのではないかと。皆さん、お家の中に必ずしもいらっしゃるとも限りませんので、そういう中では、今回は1つの手段として、この戸別受信機を今回導入するというところで、将来的な防災情報の伝達の手段というものについては、そういう10年後、20年後を見越すような形で取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 半田議員。ちょっと説明不足じゃないでしょうか。もう1回、質問していただけますか。10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 何度も申し上げておりますが、いろんな手段で情報を伝えるというのは、間違いなくそうだと思います。ただ、いわゆる市がやっている柱の部分があった上でいろんな手段があるというふうにあるべきではないのか。その手段の、市が提供する部分の大事な根幹になるのが屋外スピーカーというのが今まで動いてきた実績。それに、地域に合った有線放送とか、杷木地区の放送形態とか、それに情報を流していたわけです。そこからまた流れていた。その形態が続きにくくなってきている。有線放送が特にですけども。そうすると、有線放送の問題の中でも、加入者が朝倉市は高く6割ぐらい。だから、4割の方は朝倉地区でも有線放送がないわけです。

だから、先ほど言われた、聞こえにくい地区にと、そういう考えを起こすと、その考えが出てくると限定できなくなってしまうというふうに私は思っています。だから、やるのであれば、室内向けと屋外向け、屋外向けのスピーカー、室内向けの戸別受信機という形でやって全域にすべきではないかという思いです。

実際問題、分担金をどうするかという条例を審議する立場なんですけれども、そういう部分の展望がないと、非常にここは本当にしにくい。今後、こうやっていきますという部分が必要なんじゃないかという気がしますけど。この質疑自体は、分担金条例に直接関係するものではないんですけども、だけど、ここが結構重要なポイントじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 既に有線放送や地域放送がある地区におかれましても加入者が減少されていたりして、現在のやり方では情報が届かない御家庭があるということは理解をしております。

そういう意味では、今回の戸別受信機は、先ほど土砂災害警戒区域とか言いましたけれ

ども、それ以外の地域で情報が届かない世帯の方にも情報を届ける1つの手段になるのかなと思います。

戸別受信機の位置づけにつきましては、屋外放送を補完するという意味合いで、議員おっしゃるとおりだというふうに考えておりますけども、現在、屋内で有線放送などで情報が届かない方々への情報伝達手段ということにもなるというふうに考えております。

大きな意味での位置づけというのは非常に難しいかなというふうには考えているんですけども、1つの情報伝達手段に今回なるのかというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 半田議員、ありましようけど、3回目になっておりますので申しわけございません。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第55号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、28日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時6分散会